様式第4号（第7条関係）

宇　第　　 　号

　　年　　　月　　　日

殿

宇美町長 ㊞

宇美町小規模保育事業整備補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、宇美町小規模保育事業整備補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

　なお、補助金の交付の決定に当たっては、要綱第8条に規定する条件（裏面参照）を付するものとします。

記

補助金交付決定額 金 　　　　 円

（裏面）

補助金の交付条件（第8条関係）

(1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、町長の承認を受けなければならない。

　ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

　イ 建物等の用途

　ウ 利用定員

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合（一部の中止又は廃止を含む）には、町長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、補助により取得した財産を町長の承認を受けることなく、補助の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与等の行為をし、又は担保に供してはならない。

(5) 町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(8) 補助事業を行うために改修工事等の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(10) 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。